

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年一月中央区条例第二号）

新

（通勤手当）

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると区規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で区規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると区規則で定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると区規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで

旧

（通勤手当）

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると人事委員会が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会が定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると人事委員会が定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると人事委員会が定める職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで

## 新

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 区規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六か月を超えない範囲内で区規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

二 前項第二号に掲げる職員 別表第四に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して区規則で定める区分に応じ、前二号に掲げる額の合計額

る額  
、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

## 旧

徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間（六か月を超えない範囲内で人事委員会が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額

二 前項第二号に掲げる職員 別表第四に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数  
を乗じて得た額

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会が定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が五万五千円を超えるときは、五万五千円に当該支給月数を乗じて得た額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

る額

## 新

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で区規則で定めるものうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）

を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、区規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして区規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して区規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして区規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額（交通機関等が二以上ある場合においては、そ

## 旧

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事委員会が定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が人事委員会の定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が二万円を超えるときは、二万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。

4 前項の規定は、同項

の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

新

旧

の合計額)、第一項第二号に定める額及び特別料金等相当額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当を支給される職員について、離職その他の区規則で一定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して区規則で定める額を返納させるものとする。

7 前各項の区規則を定めるに当たつては、人事委員会の承認を得ねばならない。

8 (略)

別表第四 (第十一條関係)

職員の区分	1 外の職員 2 及び3 以 勤務庁に勤務 する職員で区 規則で定める 事由 に該 当するもの	3 身体に障害を 有する職員で通 勤が困難である と認められるも のとして区規則 で定めるもの
自転車 等の片道 の使用距 離の区分		

別表第四 (第十一條関係)

職員の区分	1 外の職員 2 及び3 以 勤務庁に勤務 する職員で人 事委員会が定 める事由に該 当するもの	3 身体に障害を 有する職員で人 事委員会が定め るところにより 通勤が困難であ ると認められる もの
自転車 等の片道 の使用距 離の区分		

5 通勤手当を支給される職員について、離職その他の人事委員会が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会が定める額を返納させるものとする。

新	旧
5キロメートル未満の項から40キロメートル以上の項まで (略)	5キロメートル未満の項から40キロメートル以上の項まで (略)
附 則	附 則

、の条例は、令和八年四月一日から施行する。